

不許複製

第04305110871号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市大字迫776番地の1
氏名 株式会社マテリアルデポット
代表取締役 岸 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成29年8月24日
許可の有効期限 平成34年7月10日

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う産業廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類（以上6品目については石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ（これらのうち自動車等破砕物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成24年7月11日付けで新規許可
- 平成26年9月4日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：肥後 はるみ）
- 平成27年1月28日付けの変更届出により住所変更（旧住所：大分県大分市大字日吉原1番地の26）
- 平成28年7月19日付けの変更届出により住所変更（旧住所：大分県大分市豊海三丁目4番5号）
- 平成29年5月15日付けの変更届出により名称変更（旧名称：ゆうび運輸有限会社）
- 平成29年8月24日付けで更新許可
- 平成29年8月24日付けで事業範囲変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「動植物性残さ」「ゴムくず」「鋳さい」「ばいじん」「燃え殻」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」を追加し、「自動車等破砕物を含む」に変更）

（裏面に続く。）

(裏面)

5. 積替え許可の有無 「無」

不許複製

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。